

宇治市小学校給食における提供のあり方検討委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 本市における給食の提供方式について必要な調査を実施し、検討を行うため、宇治市小学校給食における提供のあり方検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(担任事項)

第2条 委員会は、次の各号に定める事項について検討し、意見を教育長に提言する。

- (1) 宇治市小学校給食の提供方式に関する方針
- (2) その他学校給食実施に関して必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 小学校の関係者
- (3) 栄養教諭
- (4) その他、教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委員会が第2条に規定する事項の検討を終えたときに満了する。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は公開とする。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で非公開とすることが議

決された事項については非公開とする。

- 2 傍聴について必要な事項は、宇治市小学校給食における提供のあり方検討委員会の会議の公開に関する要項を準用する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部学校管理課において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この要項は、令和4年6月15日から施行する。
- 2 この要項の施行後最初の委員会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。